

福岡県公報

平成19年8月27日
第2720号

目次

告示(第1596号 - 第1597号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
公告			
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課)	1
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	2

告示

福岡県告示第1596号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成19年8月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
八女郡広川町大字藤田字押切谷1399 - 5、1399 - 6、1399 - 10、1400 - 1、1400 - 6及び1401 - 1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
八女郡広川町大字藤田1400番地2
八女丸善運輸株式会社 代表取締役 大浦 哲嗣

福岡県告示第1597号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第

36条第3項の規定により公告する。

平成19年8月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
前原市篠原西一丁目103 - 7から103 - 9まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
前原市篠原西一丁目14番1号
医療法人 社団医誠会 理事長 松口 佳憲
前原市篠原西一丁目14番7号
日新興産有限会社 取締役 木下 美砂

公告

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第5号、第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県建築士法施行細則(昭和25年福岡県規則第111号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

平成19年8月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 意見を募集しなかった理由
今回の福岡県建築士法施行細則改正では第8条、第9条、第17条、第21条及び様式第1号、第6号、第7号、第10号が該当するが、第8条と第17条については国土交通省が意見公募手続をとった上で一級建築士に対して定めた施行規則の内容を、知事が免許権者である二級・木造建築士にも同様に取り扱えるように規定しようとするものであり福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当する。
また、様式第1号については建築士法の改正に伴い当然に必要なとされる規定の整備であり、第9条、第21条、様式第6号、第7号、第10号については、条文番号の変更等の軽微な改正であるため福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当する。

以上の理由から、今改正では意見公募手続を実施しないこととした。

2 公布日

平成19年 8 月13日

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成19年 8 月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 苅田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 苅田都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時
平成19年 9 月18日 午後7時から 9 時まで
- (2) 場所

三原文化会館 1 階大ホール（京都郡苅田町富久町 1 - 19 - 1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 苅田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。
ア 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
イ 区域区分の方針
- (2) 苅田都市計画区域区分の変更の案の概要
市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(3)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。
- (3) 閲覧

同案については、平成19年 8 月27日から同年 9 月10日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び苅田町産業建設部都市整備課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成19年 9 月10日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定された者は、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園 7 番 7 号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。